

令和3年度 障害理解啓発に関する広報業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和3年度 障害理解啓発に関する広報

2. 委託業務の目的

障害のある方に関心が低い若年者層（10代～30代）に対し、Web広告を活用し障害理解の啓発を図るとともに、併せて将来的な障害福祉の人材確保にも寄与する。（詳細は別添「令和3年度障害理解啓発に関する広報業務のコンセプトについて」（以下「本業務のコンセプト」を参照）

なお、ここでいうWeb広告とは、LINEやInstagram、GoogleなどのSNSやWebを活用した広告をいう。

3. 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4. 委託業務の内容

(1) ランディングページの制作

「2. 委託業務の目的」を達成するために効果的な内容並びにデザインとすること。

① ページ数（インデックス数）

ページ数（インデックス数）は指定しない。

② 以下の内容を掲載すること

(ア) 「障害のある方の活動を知ってもらうこと」についてのキャッチコピー

(イ) 以下の3つのテーマについてのPR

（詳細は「本業務のコンセプト」を参照）

- ・ 文化・芸術
- ・ ふれあい製品
- ・ 障害者スポーツ

(ウ) その他（「2. 委託業務の目的」を達成するうえで効果的と思われるもの）

③ 公開時期

後述する広告の掲載期間に合わせて、発注者と協議の上、決定すること。

④ その他

(ア) パソコン及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用対応を考慮したうえで制作すること。パソコンサイトとスマートフォンサイトは別のサイトではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される

(パソコン以外のデバイス利用ユーザーがストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した) 構造とすること。

(イ) 第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受注者の負担で必要な処理を行うものとする。

(2) 3つのテーマに関する取材

① 取材に関する計画の作成並びに協議

受注者は取材に関する計画（インタビュー内容や対象者イメージを含む）を作成し、発注者と協議を行う。また、取材のスケジュールについても協議を行う。

② 取材のスケジュールの調整

取材対象者への取材許可等の依頼については発注者にて行い、団体等の同意を得たうえで受注者へ取材対象者の連絡先を伝える。その後のスケジュール調整等、取材に必要な調整については、受注者にて行う。

③ 画像やインタビュー記事に関する許可

ランディングページ等で使用する画像やインタビュー記事について、受注者が事前に取材対象者に内容を確認して同意を得ること。

(3) Web広告の制作と掲載

ランディングページへ誘導するための効果的なWeb広告の手法を検討し、広告の制作及び掲載を行う。

① Web広告の媒体について

「2. 委託業務の目的」を達成するうえで最も効果的と思われる手法を選定すること。また、複数の媒体を組みわせることもできる。

② 広告として掲載するバナー等のデザイン等について

(ア) バナー等とは、ランディングページへ誘導するために各媒体に配信する広告全般を指す。

(イ) バナー等のデザインや形式、制作数に制限はないが、ランディングページのデザイン等との一貫性について考慮し、④の対象者への効果が期待できるものとする。

③ 広告の掲載期間等

令和3年12月1日（水）から12月31日（金）の期間内で最も効果的と思われる期間を受注者が提案し、発注者と協議の上、設定すること。

※障害者週間を含む12月1日（水）から12月10日（金）の期間は必ず広告を掲載すること。

※設定した期間途中においてクリック数が上限に達した場合等はその時点で掲載終了

とする。

④ 広告配信の対象者について

10代から30代の仙台市内居住者とする。なお、仙台市内のみに地域限定できない媒体についても、上記対象者への配信効果が期待できるものについては提案することも可とする。

⑤ 広告の配信レポートについて

実施した広告の配信内容（広告の表示回数、クリック数等）について、広告の掲載期間終了後に発注者に対し報告を行うこと。

⑥ その他

第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受注者の負担で必要な処理を行うものとする。

5. 特記事項

- (1) 業務内容を変更する必要がある場合は、発注者と受注者は協議してこれを定める。
- (2) 契約書及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者は協議して定める。
- (3) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受注者は、本業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること。
- (6) 受注者は、再委託にあたっては、事前に発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。契約期間内に発生する広報媒体のアカウント料金等についても契約代金に含まれるものとする。
- (8) 契約期間終了後の広報媒体のアカウントの閉鎖については発注者と別途協議を行うものとする。
- (9) 制作したランディングページデザインデータ並びにWeb広告として掲載したバナー等デザインデータ等、本業務に基づいて制作された成果物の著作権については、その一切は、発注者に帰属する。
- (10) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (11) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。

- (12) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。
- (13) 業務の実施に当たっては、仙台市個人情報保護条例を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

6. 事業計画・実績報告等

- (1) 業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては実施状況報告書を、事業完了時には実績報告書（配信レポートを含む）を提出すること。（いずれも任意様式）
- (2) 成果物の納品
以下の成果物を紙媒体及び電子媒体で納品すること。
 - ① ランディングページに関する制作物
 - ② バナー等に関する制作物
 - ③ 広告配信レポート実施した広告配信について、広報手段や実績、効果等を検証し、報告書を提出すること。
- (3) 納期
発注者と協議の上、契約期間内に提出すること。

7. 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。